

平成25年度第6回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成25年11月27日（水）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 2号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

佐藤 哲身 北海学園大学工学部建築学科 教授
村尾 直人 北海道大学大学院工学研究院 准教授
五十嵐 敏文 北海道大学大学院工学研究院 教授
佐藤 久 北海道大学大学院工学研究院 准教授
西川 洋子 (地独)北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部
環境科学研究センター 研究主幹
宮木 雅美 酪農学園大学農食環境学群 環境共生学類 教授
遠井 朗子 酪農学園大学農食環境学群 環境共生学類 教授
吉田 恵介 札幌市立大学大学院デザイン研究科 教授
東條 安匡 北海道大学大学院工学研究院 准教授
森本 淳子 北海道大学大学院農学研究院 准教授
早矢仕 有子 札幌大学 地域共創学群 教授

計 11名

(2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長 木田 潔
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長 米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長 宮下 幸光
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係 奥山 力

(3) 事業者

- ・ (仮称) 創世1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業
札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合 1名
(事業者から委託を受けた者) 株式会社日建設計 2名
(都市計画決定権者) 札幌市都市局市街地整備部市街地整備課 4名
- ・ (仮称) 北8西1地区第一種市街地再開発事業
(事業者から委託を受けた者) 株式会社日本設計 1名 株式会社ドーコン 2名
(都市計画決定権者) 札幌市都市局市街地整備部市街地整備課 4名

2 報道機関
北海道新聞社

3 傍聴者
7名

1. 開 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） おはようございます。

お忙しいところにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

これから、平成25年度第6回札幌市環境影響評価審議会を始めさせていただきたいと思っております。

本日、委員の出席は11名ですので、規則にのっとりまして会議は成立していることをご報告いたします。

◎挨拶

○事務局（米森環境共生推進担当課長） では、冒頭に、環境管理担当部長の木田より、ご挨拶を申し上げます。

○木田環境管理担当部長 おはようございます。

環境管理担当部長の木田でございます。

皆様には、お寒い中、またお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

本年度、第6回目の札幌市環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、前回に引き続きまして、複数の準備書についてのご審議を予定しております。

一つ目につきましては、（仮称）創世1.1.1区（さんく）北1西1地区第一種市街地再開発事業についてでございます。本年の7月31日に諮問させていただいて以来、本日で4回目の会議となります。今までの議論の内容をもとに、答申案につきましてのご審議をよろしく願いいたします。

二つ目につきましては、（仮称）北8西1地区第一種市街地再開発事業準備書についてでございます。前回、9月27日の会議で諮問させていただきましたが、今回から具体的な審議をよろしく願いいたします。

三つ目につきましては、次第ではその他となっておりますが、石狩湾新港発電所計画にかかわる今後の審議の方針について、事務局からご提案をさせていただきたいと考えております。

いずれの議題につきましても、内容が大変濃いものとなっておりますので、委員の皆様におかれましては、専門的な見地から、忌憚のないご意見をよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） では、会議に先立ちまして、資料の確認をお願いしたいと存じます。

まず、資料1は、創世1.1.1区（さんく）関係でございます。資料1-1、資料1-2で、A3判のものが2枚となっております。続きまして、北8西1関係でございますが、資

料 2-1 も A 3 判の 2 種類となっております。そして、石狩湾新港関係でございますが、資料 3-1、3-2、3-3 です。3-3 の別添は A 3 判になってございます。それから、3-4 をつづらせていただいております。

なお、本日、北 8 西 1 の関係の準備書と要約書をご持参いただきたいということでお願いしておりますが、もしお手元がない方は、言っていただければ、こちらからお渡しいたします。

では、議事に入らせていただきますが、最初の議題は創世 1.1.1 区（さんく）の準備書についての答申案についてでございます。

それでは、佐藤会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○佐藤（哲）会長 では、早速、議事に入らせていただきます。

本日の会議終了は 12 時の予定ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

創世 1.1.1 区（さんく）につきましては、前回までに 3 回の審議を行いまして、資料 1-1 のように審査概要がまとまっています。

事務局から、この資料の説明をお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） では、事務局から資料 1-1 に沿って過去 3 回のご審議の概要について、ご説明いたします。

まず、大気質に関して、村尾副会長から、環境基準を達成できているので評価としては問題ないが、基準値ぎりぎりでもあり、事後調査を実施しない理由についての表記に関して複数のご指摘があり、もっとわかりやすい表現等が必要ではないかというようなご意見があり、さらに、近隣の常時監視局のデータ活用に関してもご意見がありました。

次に、騒音・振動につきましては、佐藤会長からは、特に問題なしとのことでした。

次に、風害です。これについては、複数の委員からのご質問、ご意見等がありました。風害対策としての中心は植樹による対策となっておりますが、予測を大きく上回った場合の措置、また、植樹する樹種や形状等に関する事、それから、歩行者の保護の観点ことから質疑が行われたところです。

水質に関しては、本日ご欠席ですけれども、山本委員から、工事中にくみ上げられた井水の排水処理自体は特に問題ないが、処理後の沈殿物に砒素などの重金属が含有している可能性があるということで、産廃処理を実施する際の方法等について評価書に記載すべきであるというご意見がありました。

地盤沈下については、五十嵐委員から、地盤沈下に係る地下水位について、文献調査だけではなく、実測による制度を上げる方向で検討してもらいたいというご意見がありまして、事業者側からは、工事中にも観測井を活用して調査を実施し、透水係数などの測定を行っていくという回答でした。

次に、電波障害に関しては、本日、半澤委員がご欠席でございますが、半澤委員から、

影響に対する具体的な対策と回避措置の考え方を知りたいというご質問等がありまして、事業者側から具体的対応の方法が示されております。

日照障害についてですが、半澤委員から、特に問題なしということでした。ただ、冬期間の路面凍結等の質問があり、計画地外周のロードヒーティングについての説明が事業者からあった次第です。

なお、事業実施区域以外の土地に関しての対策としては、事業者としての対応は難しいという説明でありました。

植物についてです。森本委員から、建物周囲の植栽計画に係る想定樹種に関してのご質問があり、事業者から、東西南北の各沿道における現時点での計画方針等が説明されました。これについては、森本委員から、おおむね適切な計画であるというご意見でありましたが、幾つかの課題点として、信号機への障害、歩行者の視点からも植栽の手法などが意見として出されておりました。

また、これに関連して、早矢仕委員からは、バードストライクの観点で鳥類が好む実をつける樹種は避けてもらいたいという発言があり、建物自体のバードストライクだけではなく、植樹された木に向かって道路を飛んでくる鳥類と自動車とのバードストライクの誘引を除去する配慮を願いたいというご意見がありました。

次に、生態系ですが、西川委員、宮木委員から、生態系に係る環境保全に対する基本的な考え方に関しまして、本事業が都心のほぼ真ん中で行う事業であることから、札幌市条例の環境保全指針の考え方がそのまま適用されるものではないというご指摘があり、事業者側からも、北海道という地域を特徴づける視点、都会市街地の環境に適した自然という観点から、可能な限り在来種の採用や都会において自然を意識できるような場の創造等を考慮した形で評価書に反映したいというご回答がありました。

景観につきましては、吉田委員から準備書の説明内容で特に問題なしということでありましたが、3カ所予定している辻広場はこの建物も含めて景観の要となる要素だということで、会議中に具体的なイメージが見たいというご感想がありました。これについて、事業者側から、現時点での計画であるとの前提で、各広場の整備目標としている内容についての説明がありました。

人と自然との触れ合い活動の場に関しては、赤松委員から、準備書の内容で特に問題ないというご意見でした。

廃棄物に関して、東條委員からも問題ないというご発言でしたが、混合廃棄物の再資源化率に関して、北海道の状況として中間処理施設が少なく、どうしても埋め立てによる最終処分となってしまうので、この数値を目標と考えていいのかというご質問がありました。これに対しては、事業者から、目標値として可能な限り達成していきたいという見解が示されております。

温室効果ガスに関しては、半澤委員からは、準備書の内容で特に支障がないというご意見でした。

その他でございますけれども、遠井委員から、本準備書に関する市民への便宜内容等についての質問がありまして、事業者側から、ホームページ等での掲載などについてご説明がありました。

さらに、遠井委員から、準備書に対する住民意見の募集結果では、環境影響評価の趣旨とは異なった観点からの意見が含まれているのではないかと、ただ、事業を実施していくに当たっては、各種法令等もあるので、法的権利や利益に関して十分に考慮して事業を進めていくべきではないかというご意見がありました。この遠井委員からのご意見の取扱いにつきましては、答申案のご説明の際にも触れさせていただきます。以上、3回の審議概要についての説明をさせていただきました。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

今の審議の概要をもとにしまして、事務局で答申案をつくってもらいましたので、この審議に入りたいと思いますが、まず、この説明をお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それでは、資料1-2をごらんください。

まず、答申書の案の構成ですが、表紙の部分、審議会会長から札幌市長宛ての答申本文と、資料の途中から附属資料というページが入っており、その二つの構成から成っております。

まず最初に、附属資料ですが、この内容としては、1枚めくっていただきまして目次という欄がございます。ここには、諮問書の写し、審議経過、審議会の委員の先生方の名簿一覧と審議結果の概要となっております。

審議結果の概要は4ページからですが、今回は資料1-1と同じものですので、省略させていただきます。

答申案本文につきましては、資料1-1の審議概要をもとに、選定理由とともに素案を作成し、それに対する各委員のご意見をもとに本文の項目、内容、文章の体裁等を含めて精査いたしまして、本日、答申案としてご提示させていただいております。

まず、各委員からお寄せいただきました意見の概要について、答申本文に沿ってご説明いたします。

前文については、各委員から大きな修正等のご意見は特にございませんでしたが、先ほど、資料1-1の最後のところで、遠井委員からのご発言について、この答申本文の中にどう反映させていくかということを検討させていただきました。

今回、10月1日から札幌市条例が新しい改正条例としてスタートしております。環境影響評価の今後のあり方として生活環境、自然環境だけではなく、社会的な環境への影響面からも検討していくべきという趣旨が反映された条例となっておりますので、その点からも、前文の中の2段落目の2行目に、「生活環境、自然環境及び社会環境等への影響についてさまざまな観点から審議を重ねてきたところである」というところに、先ほどの遠井委員からのご発言の趣旨を盛り込んで作成いたしました。

各項目についてですけれども、まず、大気質についての（3）の一文でございます。こ

れについては、村尾副会長のほか、佐藤会長を初め、複数の委員から、既存のデータを十分に活用すべきだというご意見をいただいておりますので、答申案として記載させていただきます。

ページをめくっていただきまして、6番の植栽計画のところでは、具体的な植物名、樹木名が出ておりましたが、それを強制的に書いてもらうということでは今後の設計等を拘束してしまうことにもなりかねないということで、東西南北各沿道の空間の考え方を示していただきました。事業計画の熟度に応じた最も適切な樹木を検討して欲しいという趣旨で、具体的な樹脂名を求めないというご意見が多数を示しておりましたので、このような文章にしております。

7番の生態系につきましては、事業者側から、北海道を特徴づけるという審議会中でのご説明がありましたが、委員の中から、札幌を特徴づけるという場合は北海道とどう違うのだろうかというご質問がありました。これは、札幌という表現にしますと、イメージされる樹種が若干異なってくる場合もあり得て、できるだけ在来種を使うことが明記してあれば構わないということをごさしましたけれども、会議の中で、北海道という言葉でずっと通して審議が進んでおりましたので、答申案としては、そのまま北海道を特徴づけるというような文案とさせていただきます。

8番の辻広場のパース等の内容についてです。これは、審議会の中でも絵を見せていただいておりますが、具体的なパースを評価書の中に記載すると、それに拘束された形で設計にも支障が出てくる可能性もあるので、今の段階においては、基本的なコンセプトを記載してもらうことでよいのではないかとご意見が多数を占めましたので、このような文案とさせていただきます。

それでは、本文の前文から一度読ませていただきます。

「本事業は、『第4次札幌市長期総合計画』を踏まえた『都心まちづくり計画』において、事業予定地を含む周辺地域を『創世交流拠点』として位置付け、都心のまちづくりのモデルとなるような都市空間の形成を図るため、複合的、一体的な都市開発による多様な都市空間の創出や文化芸術活動などの市民の創造的な活動の拠点を形成することなどを目的として掲げている。

当審議会では、当該事業における目的を踏まえたうえで、都心部における大規模建築物がもたらす生活環境、自然環境、及び社会環境等への影響について、様々な観点から審議を重ねてきたところである。

当審議会としては、当該事業における環境影響評価が今後の都心部における同様な事業のモデルとなることを期待するとともに、より一層の環境配慮を行ってもらうためには、以下に記載する事項について十分な検討を行い、その結果についても可能な限り具体的かつ分かりやすく環境影響評価書に反映させることが必要であるとの結論に至った。

1 大気質について。

『工事の実施に伴う建設機械の稼働により変化する大気汚染物質の濃度（二酸化窒素及

び浮遊粒子状物質)及び粉じんの量』について、次の事項について検討すること。

(1) 事後調査に係る記載において、最大着地濃度に関する部分は、『⑤評価』の『イ.基準又は目標との整合』の後段に記載することで、一連の調査予測評価の内容を理解しやすくなることから、『⑤評価』以降の構成を見直すこと。

(2) 事後調査における記載において、予測に使用したデータ数に限りがあることから、『予測結果に十分信頼性がある』とした表現には無理があるため、記載表現を見直すこと。

(3) 予測結果は環境基準を達成しているが、環境基準と同値であることから、工事を進めるにあたっては、必要に応じて事業予定地近傍の常時観測局における大気の測定結果に配慮すること。

2 風害について。

(1) 供用後の事後調査において、予測結果を大きく上回る影響が確認された場合には、植栽以外の環境保全措置についても検討し、可能な範囲で実施する計画であることを記載すること。

(2) 防風植栽で使用する針葉樹については、歩行者の安全確保のため、下枝等の管理に十分配慮することなどについて記載すること。

3 水質について。

工事中に揚水する地下水を沈殿処理した後の沈殿物について、その性状や含有物質を十分に把握し、必要に応じて産業廃棄物として処理する等の処置についても記載すること。

4 地盤沈下について。

地下水の揚水によって周辺施設への影響が生じる可能性も否定できないことから、既往文献による把握だけでなく、工事期間中における透水係数や貯留係数の確認を実施するなど、地盤沈下対策に万全を期す旨を評価書に記載すること。

5 電波障害について。

電波障害に係る環境保全措置の検討について『適切な対策』とあるが、現時点で想定できる具体的な対策について記載すること。

6 植栽計画について。

(1) 事業予定地周辺の植樹にあたっては、当該事業における東西南北の沿道空間の考え方にに基づき、事業計画の熟度に応じた設計において、最も適切な樹種を選定する旨を記載すること。

(2) 樹種を選定にあたっては、防風対策に適した種を採用すること、高木になり枝が広がる信号機等の障害となるものは植樹位置に注意すること、歩行者の視点での低木や地被植物を採用すること、鳥類の建物や自動車等との衝突を未然に防止するため、鳥類が好んで集まるような実のなる樹種については極力避けるなど、植栽計画には十分な配慮を行うこと。

7 生態系等にかかる環境保全に対する基本的な考え方について。

事業内容に係る自然環境(市街地の小緑地)について、『植栽には多様な種の導入を検

討する』、『多様な生息環境を保全する』、『地域を特徴づける生態系を保全する』と記載されているが、本事業の特性、事業予定地及びその周辺の状況から勘案すると、環境保全に対する基本的考え方としては適切ではないと考えられる。

したがって、『北海道という地域を特徴づける視点』、『都会、市街地の環境に適した自然』という観点から、可能な限り在来種の採用や、都会において自然を意識できるような場の創造等を考慮した形での考え方を再検討し、関連個所の記載について修正を行うこと。

8 景観について。

建物周囲に設置予定の辻広場3か所は、本建物における景観の重要な核となることから、現時点で想定している内容について、基本となるコンセプト等を記載すること。」。

答申案本文は以上でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

それでは、順に見ていきたいと思えます。

まず、前文についていかがでしょうか。特にご意見はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、次に行かせていただきます。

1の大気質についてです。

村尾副会長、お願いします。

○村尾副会長 これで結構かと思いますが、1-3の近くの常時監視測局の測定結果に配慮することというのがやや具体的ではないかもしれません。これは、毎日見てくださいということではなくて、濃度が上がる日というのは、過去の例を見ていただくと、大体は冬の朝と夕方に濃度が上がります。ですから、1週間前の週間予報を見ていただければ、この日は濃度が上がりそうだということは大体わかりますので、そういうときに注意していただければと考えてございます。

○佐藤（哲）会長 それでは、次に行かせていただきます。風害についていかがですか。

○吉田委員 （2）の部分に関してだけですけれども、これでよいと思えます。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございました。

それでは、風害についてもこれでよいということにしたいと思えます。

次に、水質です。佐藤委員、いかがですか。

○佐藤（久）委員 これは、山本委員からご指摘いただいたものですが、私もこれで結構かと存じます。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございました。

では、次に、地盤沈下ですけれども、五十嵐委員、お願いします。

○五十嵐委員 細かな点ですが、3行目のところで「地盤沈下対策」の後に、もし直すとすれば「等」を一つ加えていただきたいと思います。その理由は、この地域は、地質学的

に地盤沈下が予想されるような地質条件ではなくて、それよりも、むしろ地下水の揚水によって周辺施設で使用している地下水の利用に影響を及ぼすことのほうが影響的には大きいかと思います。ですから、地盤沈下という項目なのですけれども、実質的に周辺施設が利用している地下水への影響ということですので、「等」を加えていただけないかと思います。

○佐藤（哲）会長 「等」を加えるということによろしいですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 承りました。文章の統一性が若干ないところがございます。4の地盤沈下だけは「評価書に記載すること。」と書いているのです。ほかは「記載すること。」です。前文に、評価書に反映させることが必要であるということで、当然記載するのが評価書でございますので、「評価書に」というところは削除させていただきたいと思います。

○佐藤（哲）会長 統一するということによろしいですか。

○五十嵐委員 全く問題ありません。

○佐藤（哲）会長 次に、電波障害ですけれども、きょうは半澤委員が欠席ですが、事務局で意見を何かいただいていますでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 半澤委員から、メールで答申案についてのご意見をいただいております。電波障害については、修正すべき事項は特になしということでございます。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

それでは次に、6番の植栽計画についてはいかがでしょうか。

○森本委員 私は結構かと思います。

○佐藤（哲）会長 ほかの方もよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、これによろしいということですね。

それでは、7番目の生態系等に係る環境保全に対する基本的な考え方についてですけれども、これはいかがですか。

○宮本委員 「北海道という地域を特徴づける視点」とありますが、やはり、札幌というのは北海道の中でも独特な文化的な歴史がありますので、花とか木にしても札幌らしいというところが出てくると思うのです。ですから、「北海道、札幌という地域を特徴づける視点」というふうに「札幌」も加えたほうがいいのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長 ほかの方は今のご発言に対していかがですか。

○森本委員 私も、もともと「札幌」を入れたほうがいいのではないかという意見だったので、賛成します。

○佐藤（哲）会長 今のような意見が出ましたけれども、よろしいですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 「北海道」の後につける「札幌」は漢字でよろしいでしょうか。「北海道」の後に点をつけて「北海道、札幌」でよろしいですね。

確認しますが、札幌市と「市」はつけてなくて、「北海道、札幌という地域を特徴づける視点」でよろしいですね。

○西川委員 私は、「札幌」は入れなくてもいいという意見を実は述べさせていただいたのです。なぜかという、「北海道、札幌」でしたらいいのですけれども、札幌市という地域を特徴づけるとなると、とても都会的な感じがして、選ぶ範囲が狭まるようなイメージを持ったので、できれば北海道という広目のほうがいいのではないかと思ったのです。今回のように、「北海道、札幌」ということであれば、「市」は入れなくてもいいのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長 特に反対がなければ「北海道、札幌」というふうに修正することによってよろしいでしょうか。

○五十嵐委員 今の点ではなくて、私はこの分野ではないですが、2段落目の下から2行目ですね。「都会において自然を意識できるような場の創造等を考慮した形での考え方を再検討し」というのは、私は理解できないのです。もう少し簡略化したほうがいいのではないかと思います。意味合いとして、場の創造はわかるのですが、「創造等を考慮した形で考え方を再検討し」というのは、何を言っているかわからないです。もうちょっと簡潔にしてはどうかと思います。

○遠井委員 私も専門ではないですけれども、都会とか自然というのが非常に漠然とした言い方だと思うのです。最近、都市における生物多様性というテーマで議論されたりしていますので、むしろ、都市における生物多様性を配慮した計画にするとか、そういう言葉に変えてもらったほうが今のいろいろな政策文章とは整合性がある感じがするのですが、いかがでしょうか。

○佐藤（哲）会長 話が難しくなってきましたけれども、どなたか関連したご意見はありますか。

○西川委員 都市における生物多様性というのは、ちょっと難しい感じがします。というのは、早矢仕委員からの意見があったように、小鳥を呼び寄せるような木は植えないでほしいとか、同じ都市であってもこういう高層ビルの場合と住宅の場合では捉え方が少し違うとか、求めるものが違ってきます。ですから、都市としての生物多様性とは何かというところが問われるわけですが、ここで具体的なことを記載することが可能なのかということと、実は、少し人工的な要素の入った形のほうがこの場合はふさわしいのかもしれないと私は思っております。それは高層ビルであるからということですが、漠然とした感じかもしれませんが、私は、この表現のほうがいいのかなと思います。ほかの方はどうでしょうか。

○佐藤（哲）会長 確かに、わかりづらい文章ですので、もうちょっと簡略化できればいいのかもしれませんが、その点で何かアイデアがありましたらお願いします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 事務局からよろしいでしょうか。

ここの部分については、審議会の中で事業者側から回答された言い回しをそのまま使っ

ているところで、事業者側がこれでいいということで、いろいろ検討していただけるのだからという発言がございましたので、このまま使わせていただいております。

先ほど五十嵐委員からご指摘がありました言い回しのことですが、「創造等を考慮し」で切ってしまうと、「関連個所の記載について修正を行うこと。」としますと、すんなりいきますので、そうさせていただきたいと思います。

○佐藤（哲）会長 そうすると、大分すっきりしますね。五十嵐委員、こんなところでよろしいですか。

○五十嵐委員 はい。

○佐藤（哲）会長 では、今の事務局の修正案でいきたいと思います。

では、最後に、景観について、吉田委員からお願いします。

○吉田委員 これでいいと思いますけれども、一つの提案で、1行目の「景観」を「景観形成」とすると、環境影響評価というか、時間の概念が少し入るのでいいのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長 タイトルですか。

○吉田委員 そうではなくて、本文の1行目のところで「本建物における景観の重要な核」という言葉があって、ちょっとかたい感じなので、この文章全体の表紙のところでも「都市空間の形成を図るため」というところがありましたから、「形成」という言葉を入れて、「景観形成の重要な核」とするといいかと思いました。

○佐藤（哲）会長 これはよろしいですね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それでは、修正箇所の確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各項目のところの4番の3行目の「地盤沈下対策」の後に「等」という漢字を1文字入れます。

4番の「期す旨を評価書に」というところの「評価書に」という4文字を削除します。

7番の3行目の本事業の特性に誤字がございまして、「事業委予定地」の「委」を削除する。

それから、次のページに入りまして、2行目の「したがって、『北海道』」の後に読点をつけて「札幌」を漢字で入れます。「都会、市街地」の部分はそのままです。

4行目の2段落目の3行目は、「創造等を考慮し、関連個所の記載について修正を行うこと」と変えます。

それから、8番の景観の1行目の「本建物における景観形成」と「形成」という漢字を入れるということで修正作業をさせていただきたいと思います。

○佐藤（哲）会長 今の説明で間違いありませんね。

では、そのようをお願いしたいと思いますけれども、最後に、また何か気がついたことがあればと思いますが、よろしいですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 1点お願いでございます。細心の注意を払って

附属資料の3ページ目に各委員の名簿をつくらせていただいておりますが、前回もご指摘をいろいろと受けましたので、この場でもう一度ご確認いただければと思います。

○佐藤（哲）会長 それぞれの委員の皆さん、自分の名前とか所属に間違いがないかどうか確認をお願いいたします。

○早矢仕委員 何も間違っていないのですけれども、正式には今年から大学学群制になりまして、公文章では、ことしから所属が学部を使わないように変わっています。札幌大学地域共創学群です。

○西川委員 これでいいかと思っていたのですけれども、正式な名前であれば、北海道立総合研究機構の後に環境・地質研究本部が入ります。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それでは、確認させていただきます。

早矢仕委員の所属は、札幌大学地域共創学群教授でよろしいでしょうか。西川委員は、道立総合研究機構の後に環境・地質研究本部、それから、宮木委員、遠井委員は農食環境学群の後に環境共生学類でよろしいでしょうか。

○佐藤（哲）会長 これでよろしいでしょうか。ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、特に検討し直すところがないので、これで一部修正するというで時間内にできますか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） この後に作業を行いまして、ご審議の切りのいいところで会長にお渡しできると思います。

○佐藤（哲）会長 それでは、別の審議を進めながら修正していただいて、適当な時間を見はからって答申するというふうにしたいと思います。

では、これについては以上で終了することにいたします。

続きまして、二つ目の議題ですけれども、北8西1再開発事業準備書の2回目の審議になります。

前回に続きまして、都市計画決定権者、それから、事業者の方にご出席をお願いしております。

〔都市計画決定権者及び事業者入室〕

○佐藤（哲）会長 それでは、前回の第1回の内容を確認していきたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。また、市長が行った意見の募集の結果についてもここで紹介していただきたいと思います。

事務局からお願いいたします。

○事務局（奥山技術職員） 事務局の奥山から説明させていただきます。

まず、前回の審議概要については、資料2-1に取りまとめておりますので、これを参考にご説明いたします。

まず、事業概要について、特に質疑等はございませんでした。

大気質についても同様に、村尾副会長から特にご意見等はございませんでした。

騒音・振動につきましては、佐藤（哲）会長から、地上部における工事について質疑応答がなされました。

風害につきましては、半澤委員から、住民への配慮など具体的内容についてご質問がございました。なお、その点については、本日、事業者からご説明がある予定です。

水質につきましては、佐藤久委員から、具体的な水質管理方法について質問があり、事業者から沈砂池を設けて処理する旨の回答がありました。

地盤沈下につきましては、五十嵐委員から地下水位について工事中も含めたモニタリングを継続するように要望があり、事業者から、そのように配慮をしたいというご回答がありました。

電波障害については、半澤委員から具体的な対策と回避措置の考え方について知りたいとのご質問があり、今回、事業者から説明がなされる予定です。なお、本日は、半澤委員は欠席となっております。

日照障害につきましては、半澤委員、宮木委員、森本委員から複数の質問がございました。これらにつきましては、内容も多くなりますので今は読み上げませんが、本日、回答を保留していた部分については事業者から説明がなされる予定となっております。

続きまして、温室効果ガスです。こちらも、半澤委員から、ライフサイクルという記載について、施工段階も含むのかということですが、そこに関する事業者の考え方を質問されて、事業者から施工段階の配慮についても設計の中で検討するとの回答がありました。

裏面の植物については、森本委員から特にご意見はありませんでした。

また、動物につきましては、早矢仕委員から、バードストライク等の対策に努めるということなので、それ以上は特に指摘がないとのご意見でした。

生態系部分として、森本委員から、バードストライク対策の具体的な位置等についてご質問があり、事業者からは事前に施工段階で懸念される箇所について処置を行うという回答がございました。

景観につきましては、吉田委員から、植栽や舗装の空間構成で創成川との連続性や関連性をつけてほしいとの要望がございました。

廃棄物については、東條委員からは特にご意見はありませんでした。

その他といたしまして、西川委員から、方法書の段階で市民意見として出てきた石の蔵ギャラリーについて、何かの形で機能等を建設予定の建物の中に残してほしいとの要望があり、事業者側からも、その点については検討するとの回答をいただいております。

枠外に半澤委員からの日影に関するご意見がありましたが、このご意見については、次の市民意見の結果をご説明してから読み上げたいと思います。

次に、資料2-2で、今回の準備書についての市民意見募集を行った結果についてご説明いたします。

なお、本資料の意見本文となっている部分については、非常に文章量が多いため、事前に委員の方々にはメールで送付させていただいております。

本日は、意見要旨の部分について読み上げる形で説明したいと思います。

まず、一つ目の意見書です。

初めに、日照障害です。

年間を通じて日照障害がどの程度なら健康被害を抑えられるか、検討会を設けるべき。日照時間と鬱病などの精神障がいとの関連について。日光の当たらない校庭は雪解けが遅くなり、1カ月おくれれば6年間での影響は大きくなる。商業地の基準を適用して建築することで、数十年にわたって児童への影響を与えるということです。

次に、景観です。

高層建築物を建築することは、魅力を損ねるのではないか。

二つ目の意見書ですが、日照は健康、精神状態に大きな影響を与える。グラウンドができるだけ早く使えるように配慮すること。

三つ目の意見書ですが、商業施設があることで不特定多数の人が出入りし、安全が確保できない危険性がある。校舎に日が当たらなくなると児童の体育の授業に多大な影響を及ぼす。

四つ目の意見書ですが、グラウンドへの日照不足による悪影響を危惧しており、ビルの高さを低くすることを希望する。

五つ目の意見書ですが、日常的に日の当たらない中で成長期を過ごすことによる精神面への影響、直射日光が当たらないことでグラウンド状態の雪解けや雨天からの復帰が長期化する。屋外での運動機会喪失による体力、運動能力への影響、生活科学習が行えなくなることによる学業面での影響、強風により砂が舞い上がり、目や呼吸器へ影響を及ぼす。

六つ目の意見書ですが、日の短い冬の間、太陽光を遮断していいとは考えられない。良好な環境で健康に過ごす権利があるのではないか。

七つ目の意見書ですが、太陽光が制限されることでビタミンD不足の危険性が挙げられる。日照の制限による小学校における教育に対する影響を考える必要があり、医学、教育学、心理学の学識経験者に意見を求めるべき。高層ビルが隣接することに起因する圧迫感を絶えず受けながら過ごすことになる。その他、北8西1は、現状、多くの家屋が使用されず存在しており、何らかの対応が必要である。

これらのいろいろな意見がございましたが、資料2-1に戻りますが、半澤委員から、本日は欠席するとのことで事務局にメールでご意見をいただいております。これらの市民意見に対して、環境アセスの立場からは建築基準法における用途地域に応じた日影規制に基づく判断が適当と考えます。ただし、他の事例を見ると、日影による影響に配慮し、可能な範囲で日照阻害を低減するように努めるというような対応をしているようです。

なお、健康への影響やグラウンドの雪解けへの影響などというような意見については、半澤委員の私見としては、環境アセスの枠を超えた判断根拠が必要だと思ふといったご意見を事務局にいただいております。このご意見については、会長にも伝えさせていただいております。

事務局からの説明は、以上となります。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

前回の審議会の後、10月28日に準備書に関する説明会が開催されたようです。このことについて、その状況を都市計画決定権者から説明をお願いいたします。

○事業者（齋藤都市局事業推進担当部長） 都市局事業推進担当部長の齋藤です。よろしく申し上げます。

準備書説明会についてですが、10月28日に札幌エルプラザ3階ホールで開催し、28人の方に参加をいただいております。この説明会の案内については、広報さっぽろや北海道新聞などにより周知をしたところでございます。この説明会では、準備書に係る意見は出ておりません。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

いろいろな議論がされましたけれども、先ほどからのご説明を伺っていると、全体的に、日影に関する問題が皆さんの関心が高く、重要だという意識になっておられる感じがします。まず、これから始めたいと思います。

前回の審議でいろいろな意見が出まして、きょうまでに資料を取りそろえて説明をいただけるということだったのですけれども、よろしいでしょうか。

○事業者（矢内） それでは、前回の審議委員の方々からいただいた意見、質問等について補足説明いたします。

まず、日照障害に関する補足説明をさせていただきます。

説明項目としては2点ございます。

1点目は、日影の問題について、前回の審議会で委員よりいただいたご指摘等に対する補足説明です。2点目は、環境影響評価準備書説明会のほかに事業者が行った地域説明会に関する状況報告です。

それではまず、1点目の日陰に関する補足説明です。

前回の審議会で宮木委員から日照障害の予測条件についてのご指摘があった点です。

1点目は、準備書の7-9-6ページの表7-9-7について、南街区という記述があるが、他の箇所条件がわかりにくいというご指摘がありました。これにつきましては、予測箇所は南街区に限らず全箇所地盤ゼロメートルの高さで予測していますので、「南街区」を削除させていただきたいと思っております。

2点目は、予測箇所の緯度、経度が違うのではないかとご指摘がありました。これにつきましては、角度の単位の表記に誤りがございました。本事業区域の緯度、経度は、正しくは北緯43度4分、東経141度21分となります。これを修正させていただきたいと思っております。

なお、日照の予測検討につきましては、準備書における予測結果も含めまして、全てをこの緯度、経度に基づいて予測しております。

次に、宮木委員、森本委員より、冬至だけではなく、夏至についても同じような予測結

果を示してほしいとのご指摘がございました。この図は、冬至及び夏至における太陽高度と影の長さの違いを示したものです。ご存じのとおり、南中時では1年のうち冬至において太陽高度が最も低く、かつ、影が長く、夏至において太陽高度が最も高く、かつ、影が短くなります。夏至と冬至では緯度にもよりますが、札幌の場合、同じ建物の高さでも影の長さが最後の④のように6倍以上異なることとなります。

次に、実際に本事業の建物によって生じる日陰のシミュレーションをした結果について夏至と冬至の状況を並列した形で示した図でございます。

左が夏至の影、それから、右が冬至の影で、これが9時の段階の日陰です。これが9時、10時と影が動いている状況を示したものです。12時、13時、14時、15時は、こういう形になっております。ごらんいただいたように、夏至においては日陰がグラウンドの一部で10時から13時の間に日陰が生じておりますが、校舎には影がかかっておりません。また、冬至においては9時から14時までぐらいに影がかかりますけれども、建物の一部空隙によって校舎に日が差す状況も生じてございます。

冬至における日陰状況をもう少し拡大して示すと、このようになります。9時の影から始まって、9時、10時、11時は、こういう形で影が動いてまいります。

最後に、15時になりますと、校舎には影がかからないという状況です。

次に、建物の計画高さ変化による日陰の影響について検討いたしました。

これはツインタワーで高さを180メートルから約半分の74メートルにした場合に発生する日陰の状況を示したものです。9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時というふうになっておりまして、先ほどの影の長さとは比べますと、先端部分の影の長さは180メートルの場合よりも当然短くなっておりますが、学校にできる日陰については、180メートルの場合と同様の影の状況が伺えます。

これはツインタワーで高さ180メートルと74メートルのケースについて日陰時間を比較したものです。

例えば、2時間の日陰線でいきますと、この赤いラインで示された範囲であります。影響範囲は大きく変わっておりません。つまり、高さの違いによる学校への日陰の影響については、ほとんど変わらないという状況がわかります。

次に、構造物の違いによる日陰の影響について検討いたしました。

これは、容積率を同じくして建物をツインタワーではなく単独棟、1棟とした場合、高さは64メートルと低くなりますけれども、その場合に発生する日陰の状況を示したものです。9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時と、こういうふうに変化していきます。日中は、校舎を含めて、ほとんどが日陰になっている状況がわかるかと思えます。

次に、先ほどの比較ケースと同様にツインタワーが180メートルの高さと単独棟64メートルの高さのケースについて日陰時間を比較してみた結果がこの図です。

これによりますと、2時間、3時間の日陰になる範囲については、単独棟よりもツイン

タワーのほうが小さく、学校への影響も小さいことがわかります。

以上の検討の結果からの日陰による学校への影響ですが、物の高さについては、180メートルから低くしても影響は大きく変わらないということです。また、建物の形態については、単独棟よりもツインタワーのほうが影響は小さいと考えられますので、現在の計画案が日陰への影響を抑えた計画であると考えております。

次に、準備書における日陰の予測につきまして、学校の敷地内でも検討すべきではないかのご指摘をいただきました。そこで、学校の許可を得まして、天空図の撮影を現在の校舎前で行いました。その結果がこの図です。左が現況で、右が予測結果になります。校舎前に立って南側の空を見上げた場合に、建物は水色で示した構造物として見えます。赤い線は太陽の軌跡を示しており、建物で太陽が隠れると日陰が生じるという状況をあらわしております。

なお、この予測結果につきましては、準備書の7-9-13ページに示す参考図と基本的には同じものとなっております。

次に、今回、日照の問題も含めまして、特に学校に対する影響が懸念されたことから、周辺住民及び学校関係者、保護者に対しまして、詳細な説明が必要であると事業者が判断いたしまして、事業説明会を開催させていただいております。9月、10月の開催状況では、9月に周辺町内会への説明を行っております。また、10月8日には、エルプラザにおいて、地域住民や学校保護者等を対象として、91名の参加者をいただきまして、事業計画概要に関する説明会を実施しております。寄せられた意見、質問等については、日陰の影響による心配、高層建物に対する検討経緯、風環境に関する意見など、交通に関して、主に安全性に配慮した計画の考え方などの意見、質問が寄せられております。

また、特に日陰に関する問題につきましての意見、質問等が多く寄せられたことから、詳細な説明を別途行う必要があると考えまして、11月24日に、学校保護者を対象として、詳細な説明会を再度開催させていただいております。

説明会では、事業計画概要を改めて説明したほか、今回の審議会で、今説明させていただきました日陰の影響に関する検討結果の内容につきましても説明した上で、質問、意見等をいただいております。

ここに示すとおり、事業内容に関すること、日陰の検討内容に関すること、交通、主に安全性に関することについての質問、意見が寄せられており、事業者から説明させていただいたところでございます。

以上が日陰に関する補足説明でございます。

続きまして、前回の審議会で半澤委員から建物に関する設計上の工夫と二酸化炭素排出のライフサイクルに考え方についてのご指摘がありましたので、それに関しまして補足説明いたします。

まず、環境配慮指針で記載した建物の形状、配置を工夫した点ですが、具体的に3点ございます。

1点目は、建物をツインタワーにし、スリム化しました。これにより、建物と建物の間に空隙ができ、これまで説明してきた日陰検討結果からもおわかりいただきますように、日照障害の影響の低減を図ることができました。また、あわせて、電波障害の影響についても低減が図られるものと考えております。

2点目は、住宅等において、コーナーに曲線を持たせました。これにより、建物の投影面積、壁面が縮小し、日照障害、電波障害、風害による影響を低減することができるものと考えます。

3点目は、ひさしの設置や植栽を行うことにより、風害に対する影響を低減することが可能と考えています。

次に、温室効果ガスについて、環境配慮指針の中で記載しているライフサイクルの基本的な考え方ですが、具体的には、耐久性の高い材料の採用によりコストの長期化といった長期視点に基づいた二酸化炭素排出量の削減等を目指すことや、工事段階における現場作業の効率化による運搬車両の削減、二酸化炭素排出の少ない材料の選定を検討することとし、これらに留意しながら、今後、事業を進めていきたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

風害、電波障害の説明もしていただきましたけれども、まず、日影の問題について審議していきたいと思えます。

最初に、私から1点質問があります。方法書とか準備書にも書いていますけれども、既存の建物の影をきちんと調べて関係を見るといった記述があったと思えます。これについて、準備書には何も記載されていません。これは、どうなっているのでしょうか。

○事業者（矢内） 今、会長からご質問がありましたけれども、一応、現況調査としましては、天空図に関しては現況調査を行っています。ただ、北8西1の街区の既存建物に関する日陰に関しては、準備書には記載しておりませんが、設計の段階である程度検討した資料はございます。その検討材料を含めて、今回、天空図として3地点を設定した経緯があります。ただ、検討した日影図に関しましては、準備書には記載してございません。

これは、北8西1街区の現在の建物による影ということで検討したデータです。ですから、街区内では3階、4階ぐらいの高さの建物がありまして、その影響について検討したものがございますので、そういったところで事業実施前と事業実施後の比較ということで材料としてはあると思っております。準備書には記載しておりません。

○佐藤（哲）会長 これを検討するという事だったので、何らかの形で記述が必要だと思えます。

それでは、最初に、日影のことについて、皆さん、何かご意見、質問があればいただきたいと思えます。

○宮木委員 準備書に書いてある内容と関連して、7-9-14の厚い準備書ですが、評価として8の評価の(1)の下のほうに、日照障害への影響は事業者の実施可能な範囲内で回避、低減しているものと評価しますとありますね。回避という言葉の使い方は、現況に近づくということですね。基準が計画ではなくて、もとの状態に近づくという意味に普通はとられていると思います。ですから、回避という言葉をここで使うのは適切ではありません。それに、低減されているということを説明していただいたのですが、具体的に何%低減されたのか。例えば、角が丸くなったから低減されたとか、ツインタワーにして低減したと言われていますが、それは何%低減したことになるかというように、具体的な数値で示していただかないと、なかなか評価できないのではないのでしょうか。

もう一つは、天空図です。よくよく見れば非常にわかりやすいというか、いろいろなことが読み取れると思うのですが、一般の人はこれをなかなか理解しにくいと思うのです。大事なのは、子どもたちに日光が必要とされる冬に影響をどの程度与えるのかということです。また、1年を通して、グラウンド全体で日照が何%阻害されることになったかとか、全体的な評価をしないと、時々影の動きだけを見て、このときは影にならないなという印象だけでは、非常に抽象的であって、定量的な評価にはならないと思います。そこら辺の定量的な評価をもっとしっかりとしてほしいと思います。

○佐藤(哲)会長 日影規制との関係をもとに評価されているのだと思いますけれども、今のご質問に対して何かお話をいただけますか。

○事業者(矢内) ご指摘のとおり、回避できるかどうかというお話だと思いますが、実際に建物ができた場合、回避できるかどうかについては、回避できない部分はあるかと思えます。ただ、低減ということにつきましては、事業者サイドで設計の中で補足したとか、ツインタワーにして低減を目指したということです。具体的に何%という話は、比較材料としまして、今お見せしたツインタワーによる高さの比較、あるいは、単独棟とツインタワーにした場合の比較の影響線の比較は実際に検討しています。ただ、影響が何時間かは明確にできないのですが、例えば、2時間の日陰線がこういう面積で、このぐらいの面積からこのぐらいの面積に変化する、ツインタワーにした場合は何%ぐらい減るということは、面積を出せばある程度の評価はできると思います。ただ、今お見せした影響線の範囲としては、ツインタワーと単独棟の比較の図を見ていただきましたが、日陰の線は明らかに減少しているということでの評価で考えまして、そういった意味で影響は低減できていると判断させていただきました。

○佐藤(哲)会長 あの図を見ていますと、大変わかりやすく、なるほどと思うのですが、それがどういう意味を持っているのかというのがなかなか理解できません。同じように影ができていて、その違いが今問題としていることに対してどういう影響があるのかというのは、定性的に何となく違うなということはあるけれども、余りよくわからないのです。例えば、今、規制では、何時から何時までこうでなくてはならないというのであれば、そういう説明をちょっと加えていただくと、よりわかりやすいのでは

ないかという気がします。

○事業者（矢内） 規制時間が何時間というのは、ここは商業地域ですので、時間の評価軸がなかなかとりにくい部分はあるかと思えます。ですから、どうしても相対的な比較にならざるを得ないということです。例えば、国の基準として規制時間がきちんとあればいいのですけれども、ここは対象の区域外だということで、評価軸をどう考えるかによって評価が変わります。ですから、相対的な比較にならざるを得ないので、相対的に低減されているという表現をとらせていただきました。

○宮木委員 では、具体的な数値は出していただけということですか。

○事業者（矢内） 例えば、2時間の日影では面積がどの程度変わるかということわかります。

○宮木委員 総合的な評価として、それを積分すればいいわけですから、計算自体は何も難しいことではないのではないですか。

○事業者（矢内） ですから、面積的なところは出せます。

○宮木委員 ただ、ある時間だけではなくて、全体として評価も、順に計算して出していけばいい話ですから、そういう計算もできますね。

○事業者（矢内） 例えば、時間ごとにその面積比較を出すということは可能……。

○宮木委員 例えば、1年を通してトータルとして日影の影響がどれくらいあるかとか、冬の時期はどういう影響があるか、日照が何%減少するかということは、計算すれば出せることだと思います。

○村尾副会長 これはなかなか難しい問題で、評価をするときに何を指標にするか、何を指標にするのが適切であるか、その指標は一体何をあらわしているのかということところが明確ではないと、例えば、面積を出して、それをどう評価するのかということまで私たちが持っていないと、なかなか難しい話になると思います。今のところ、当てはめるべき基準が決まっていないので、とりあえず右に書いてあるような建築基準法であったり、何時間確保しなければいけないという話になっていると思うのです。

小学校という場所を考えると、運動場なのか、校舎なのか、その辺のところ、私たちが何らかの判断できるような根拠を持つかということ、なかなか難しいのです。例えば、私たちは大学にいて、直射日光が入ってきたらブラインドをおろすわけです。そういうことも考えると、直達日射量が必要なのか、全天日射量が必要なのかということさえ関係してきてしまっていて、この審議会としてこういう指標を事業者の方にきちんと出していれば評価として適切であるとか、不適切であるという評価を出すのは難しいのではないですか。そういうふうに感じました。

○遠井委員 今の指標がないという話なのですが、定量的な基準はないのですが、ここに書いていらっしゃる建築基準法を基準として本当にいいのかということは考える余地があると思います。建築基準法というのは、ご存じのように、最低限度の基準なので、法目的はアセス法や条例とは全く違いますので、これさえクリアしていればいいのだ

という話ではないと思います。これも実務上ご存じかと思います。

では、そのときに、何を持ってきて判断すればいいのかというのは、ケース・バイ・ケースだと思いますが、この場合は小学校ということで、ちょっと見てみましたら、法的基準ではないのですけれども、平成15年の文科省の大臣官房の文教施設部が小学校施設整備指針というものを出してまして、この中で、定性的ではあるのですけれども、小学校は学習の場であるのみならず、生活の場としてゆとりと潤いのある施設づくりとするのが重要とか、校地環境についても健康で文化的な環境で良好な日照及び空気を得ることができるとか、配置構成においても、各施設部分について必要な機能等に応じて適切な日照、通風、その他自然環境確保できるよう配置することが重要とあります。あとは、幾つかの建物環境等で日照はかなり重視されているというふうに出てくるわけです。

こういう観点から見れば、仮に、今、札幌市が新しく小学校を設置しますというときに、こういう環境で設置するのは難しいという条件であれば、他律的に後の環境によって変わったというのは、何らかの法的利益なり権利なりが多少は侵害されている状態になるという考え方ができると思うのです。これは、あくまで、何時間ならということはありません。

その他、厚生省管轄のさまざまな社会福祉施設の設置基準、整備基準も全て日照が条件で、良好な日照というものは入ってきます。良好な日照が何かというのは争いの余地がありますが、そう考えると、商業地域だから1時間で基準はクリアしていますというのは通用しないという気がしました。ですから、アセスでやるのがいいのか、生活環境を超えて、さらに民法の世界だから別の場を設けるのかは別途ありますが、そもそも、整合性をとるべき基準と目標が建築基準法だけでは不十分ではないかと思いました。

○佐藤（哲）会長 お話しいただけることが何かあればお願いしたいと思います。

○事業者（阿部） 直接的な回答にならないかもしれませんが、一言ご説明させていただきます。

先ほどこの絵をごらんいただきながら、小学校への日影配慮がされている状況ということで、回避ではないのですが、影響を低減していると言えると思し上げました。ただ、逆に、ブルーの小学校以外の部分についてはどうかという見方をすると、逆に影響が大きくなっております。今の計画案では、小学校については低減されているのですけれども、周辺の部分については低減されているとは言えません。

何を基準にするのかというところが非常に問題でありまして、今回については環境影響評価ということで、どういうふうに評価していただけるかが一つの議論であり、なおかつ、たまたま北側に小学校が近接していることから、それに十分な配慮が必要であろうということも含めて今の計画案があります。右のような一棟案で建てると、周辺の小学校以外の方にとってみれば影響が低減されていると言えるのですが、左はその逆になってしまいます。当然、いろいろな建て方、設計の仕方、ボリュームのとり方がありますので、まだまだ無数に出てくるのですが、いろいろな見方をしつつ、我々なりに全体としてバランスをとった案が今の状態だとご理解いただければと考えております。

○佐藤（哲）会長 先ほど遠井委員からいろいろな角度から見る必要があるという意見があったのですが、札幌特有のものも少しあるようです。対象にぴったりはまるかどうかは別として、こういう側面から見たらこうだ、こちらから見たらこうだという形で検討を進めていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○西川委員 感情的な意見になるのかもしれませんが、今の議論を聞いていると、一体何が一番大事なのかという視点がしっかりしていないと、いつまでたっても同じ議論が平行線になると感じました。事業者側の方は、あそこに高層ビルを建てるのが一番大事なのですが、周辺の住民にとっては、小学生の健康が一番大事です。では、私たちはどちらの立場で議論しなければいけないのかということです。

そこで、今、遠井委員が言われたように、小学校はどうあるべきか、公共施設はどうあるべきかがとても大事なのだと思います。小学生があそこで生活しているのだという厳然たる事実があるので、それが一番大事なことでないかとだけは申し上げておきたいと思います。

○森本委員 出された意見に私もほぼ同意するのですが、まず、いろいろ資料を追加でつくっていただいて、わかりやすくなりました。ありがとうございます。

建築基準法は最低限の基準で、それでは不十分だという遠井委員の意見には賛成です。そこで、表の7-9-10で日影の時間が建築基準法に基づく評価をされて1時間というふうに評価をされているのですが、今まで見せていただいたいろいろな資料から判断して、1時間と出された根拠がちょっとわからないのです。これは、次回でも結構ですので、1時間という数字がどういうふうに出されたものなのかをまずは知りたいと思います。

そして、高さを半分にしたらという評価をわざわざしていただいて、高さを半分にしても変わらないという見せ方だったと思うのです。逆に、3分の1にしたら、グラウンドへの日影はかなり低減されるのではないかと思います。恐らく、具体的にグラウンドに影がかからないようにするためには、この高さにしたらいという逆の見方もできるのだと感じたのです。ですから、可能でしたら、そのような評価を次回にしていただけたらと思います。

○事業者（矢内） 今のご質問は、1点目が1時間の話です。7-9-16に日陰の時間線があるかと思います。ここで日陰規制のかかっていない東側の近隣商業地域の影が1時間となっておりますので、それを評価にしたということでございます。

○森本委員 済みません、今のところの説明についていけなかったもので、もう一度お願いします。

○事業者（矢内） 7-9-16の日影線のところで1時間線が東側の近隣商業地域にかかっているかと思います。

○森本委員 2時間の線も3時間のエリアもかかっていると思います。

○事業者（矢内） ここは規制の対象外です。

○森本委員 そういう意味なのですね。では、小学校に対してではなくて、その地域に対

してのという評価なのですね。そうすると、小学校に対しての評価からは外れるということですね。

○事業者（矢内） 小学校に対しては設計上で評価を行っています。要するに、相対的な評価です。

○森本委員 そうすると、低減の根拠は、初めに宮木委員がおっしゃる意見に賛成です。具体的に、どの程度低減されたかを数字で知りたいと感じました。

○事業者（矢内） それから、高さを半分から3分の1というお話がありました。実は、それも検討しておりまして、例えば、高さを30メートルにした場合ということで、これは180の6分の1の高さですが、それでも、冬至の場合はグラウンドに影が落ちます。そういったところも検討していただいて、その影響が180メートルの状況と大きく変わらないという根拠にはなっております。

○森本委員 絵としてはすごくよくわかりました。今までつくってきていただいたようなフォーマットで構わないと思うのですけれども、表の7-9-8で日影の時間帯をグレーのバーで示していただいていますね。これはすごくわかりやすい表だと思うので、これと同じようなスタイルで、低減した場合の効果が目に見える形で評価できるのではないかと思います。イメージとして見る分にはわかりやすいのですけれども、具体的にどのくらいの時間帯に影になるのかということが数値とか具体的なグラフで示されないと判断できないということです。

○宮木委員 わかりやすい図を加えまして、例えば、7-9-11の小学校南側、図7-9-5に、1年を通してどれだけ日照が減少するかは、日照時間でいえば、ここの夏至と冬至の線があります。その扇形の面積に対する日影になる面積が影になる全体としての時間になりますね。ですから、その日をとれば、1年間平均しておよそ何%の日照が減少するかが出てくると思うのです。これは、間違っていたら指摘していただければと思います。

そうすると、ざっと計算したら、この図では、影ができることによって年間を通して日照が38%になってしまうのです。だから、62%は影の時間であることがわかると思うのです。ここは南側ですから、冬は、一日中、影になるということがわかります。感覚として、トータルでどういう評価になるかということの数値で示していただかないと、なかなかわかりにくいです。そういうような値を示していただきたいと思います。

○遠井委員 高さを変えても、結局、効果には余り違いがない可能性があるというご説明でした。そうすると、結果として、3時間、6時間の日陰がありますという状態が先ほどのような基準から考えて回避されていないと判断せざるを得ないとなった場合は、代償措置のご検討の余地はあるのでしょうか。

これはアセスメントですので、回避、低減ができない場合は代償措置という考え方だと思います。

○事業者（矢内） 例えば、日照確保するためのかわりの措置ですが、もちろん内容は

ろいろあると思います。

○佐藤（哲）会長 議論がたくさん出てまいりましたが、引き続き、次回もあると思いますので、事務局で検討すべきことを整理していただければと思います。よろしく願います。

では、日影に関しては、きょうはこれでおしまいにしたいと思います。

先ほど、風害と電波障害の説明がございましたけれども、この内容については、半澤委員には伝わっているのでしょうか。

○事業者（矢内） ご報告はまだしておりませんが、近々ご報告する予定でございます。

○佐藤（哲）会長 なるべく早くお願いいたします。

では、時間がなくなりましたが、その他の項目について、もしあればいかがですか。

○森本委員 次回からの説明のときに、ハンドアウトをいただきたいと思います。パワーポイントで示していただいたものなど、全部ではなくてもいいので、手元で書きとめられるような形で資料をいただけたらすごく助かります。

○佐藤（哲）会長 その辺もお願いできますでしょうか。

○事業者（矢内） わかりました。

○佐藤（哲）会長 それでは、この件につきましては、きょうはこれで終わりたいと思います。

都市局の皆様、準備組合の皆様、きょうはご出席ありがとうございました。次回以降もぜひご出席をお願いいたします。

〔都市計画決定権者及び事業者退室〕

○佐藤（哲）会長 それでは、先ほどの一つ目の議題の創世1.1.1区（さんく）の答申書の修正が終わったようですので、お渡ししたいと思います。

「平成25年11月27日。

札幌市長上田文雄様。

札幌市環境影響評価審議会会長佐藤哲身。

（仮称）創世1.1.1区（さんく）北1西1地区第一種市街地再開発事業環境影響評価準備書について（答申）。

平成25年7月31日付け札環対第50589号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、鋭意審議を重ねてきたところであるが、この度、別紙のとおり結論を得たので答申する。」。

〔答申書の手交〕

○佐藤（哲）会長 もう少し時間がありますので、三つ目に進みたいと思います。

石狩湾火力発電所のことです。

今後の審議の進め方が議論になっていますけれども、これについて事務局から提案がありますので、説明をお願いいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） では、座って説明させていただきます。

石狩湾新港火力発電所の今後の審議についてでございます。

この案件につきましては、前回の審議会から準備書の内容等についてご審議を始めさせていただいているところでございます。その中で、生態系の捉え方など、市域外のことについて、複数の委員からご意見をいただいております。

審議の結論といたしましては、事業者から持ち帰って検討するというところでございました。その後、事業者と私ども事務局で調整を進めてまいりまして、調査結果につきまして、お手元に本日資料のとおりお配りしてございます。審議会にご了解をいただきたく存じますが、事務局から、資料の内容等を簡単に説明させていただきます。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それでは、ご説明いたします。

資料3-1をごらんいただければと思います。

時間の関係で内容を読み上げることは割愛させていただきますが、資料3-1の1に経緯がございまして、ここの表の部分は、前回の会議でのやりとりでございます。その後、課長からもありましたように、資料3-2が事業者から札幌市審議会への回答でございます。この内容につきましては、経産省の経済産業省環境審査顧問会火力部会でどのようにして生態系についての調査、予測評価をやっていくかが検討されたときの結果を受けて実施したというものであります。方法書の段階では、生態系の調査、評価を行わないということでしたが、知事意見等を配慮し、検討されたものということで、経産省の指導に従ってやっているという回答でございました。

資料3-3をごらんください。

これは、会議の後に各委員からメールで事務局に出された意見、質問等でございます。

この中の事業者の見解も経産省の指導によって行ったものであり、これ以上のことをする余地はないということが読み取れる内容かと思われまます。

1枚めくって、両面の2枚目のところに住民説明会についての質問意見等があります。資料3-4は、住民説明会でどのようなやりとりがされたのか、北電側から提出を受けたものでございます。審議会へ配布しても構わないということでしたので、本日の資料とさせていただきます。16件の意見がありまして、そのうち、ほぼ半数が温排水の海水域への影響についての質問です。そして、前後いたしますが、先ほどの資料3-3の事業者の見解でございますが、これに対するサケやニシンへの調査状況についての別添資料の提供がありましたので、それをつけさせていただきます。時間の関係で、内容の説明は割愛させていただきます。

次に、資料3-3の裏面ですが、表の一番下に送電設備とカシワ林についてです。

実は、この法アセスの対象事業は発電所本体だけでございます。それに附属する送電設備については法のアセス対象にはなっておりません。札幌市条例ではどうかというと、法の考え方をそのまま取り入れている部分が多く、送電設備についてはアセス対象にはなってございません。しかしながら、本案件では発電所域の南側にあるカシワ林の中に送電線

用の鉄塔が建つということが準備書あるいは方法書の段階から説明が一切なく、一般の方が知る余地がほとんどなかったということから、法アセスの対象外ではあるが、事業に対する住民へのいろいろな情報の公開やコミュニケーションの面から不適切ではないかというご意見の内容でございます。

事業者側からは、送電設備の部署において地権者や工業団地内の関係者には説明を行っているとの説明を口頭で受けました。また、事業者からは、この質問に対する文章での回答はせず、アセス対象事業でないことから本準備書とは別扱いにさせてほしいという申し出があったことをご報告いたします。

本日、今後、札幌市の審議会で本事業についてどういうふうに審議を進めていくかということで、1枚目の資料3-1の2のところ、今後の審議の進め方として1番から5番まで提案させていただきました。これは、事前に各委員の皆様にも目を通していただきましたが、同じような考え方の委員がほとんどだということでしたが、この場で皆さんの了解を改めていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

2に書かれた①から⑤に関しては、メール上で皆さんの意見を集約したということだったと思います。こういう方針でこれから議論を進めたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○早矢仕委員 私の理解が足りない部分があると思います。前回の生態系に対する事業者からの回答についての改めての説明を求めないというところですが、その後の新たな質問等という部分は、事業者からの回答に対する質問に対しての質問はしてもいいということですか。それも、これに関してはもうするなということなのかがよくわからないのです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 当然、見解に対しての再質問はあるかと思えます。それについては、質問されて、あるいは、新たな項目も含めて疑問に思われた点やご意見等があれば、事業者から回答が示されるかどうかは事業者次第ですが、審議会からは言っていて構わないと考えております。

○早矢仕委員 その点は了解しました。事業者からの回答が全く納得できるものではなかったもので、それに対して、また何か述べさせていただく機会をいただければと思います。

○佐藤（哲）会長 それでは、こういう方針でいきたいと思えます。

事務局から補足することが何かありましたらお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 今、事務局内で検討しているのですが、議論や審議の内容を道の事務局へ伝えるときに、我々担当者同士の口頭でのやりとりではなくて、きちんと文章化して出そうと考えております。最終的に道や国がどのように取り扱うかですけれども、審議会の内容を踏まえまして、できるだけ早い段階で文案を検討したいと考えております。その節には、こういうことをお願いしていいのかわかるかですが、札幌市の審議会のメンバーで北海道環境影響評価審議会の委員をやられている早矢仕委員がいらっしやいますので、早矢仕委員に目を通していただきまして、札幌市の審議会での考え方を

踏まえた上で道の審議会でご発言をいただければ非常に幸いかと思います。この点につきましてもご了解をいただければと存じます。

○佐藤（哲）会長 ぜひお願いしたいと思えますけれども、よろしいですか。

○早矢仕委員 はい。

○佐藤（哲）会長 大変ですけれども、よろしくをお願いします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 審議内容について、早矢仕委員へ逐次お伝えしまして、内容を調整させていただきたいと思っております。

○佐藤（哲）会長 それでは、ちょうどお時間となりましたので、この件についても終わらせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 佐藤会長、どうもありがとうございました。

皆様、長時間にわたり、ご審議のご協力をいただき、ありがとうございます。

今回の審議会は、石狩湾新港の意見募集結果と北8西1の見解書提出時期、公聴会の開催の有無等によりまして、複数の日程パターンを考えているところでございます。石狩湾新港についての意見提出がなければ速やかに審議を進めることができるのですが、12月上旬から中旬に開催することも可能です。また、北8西1の公聴会が開催された場合には、その後に案件を踏まえた形で12月下旬を考えているところでございます。

現在のところ、12月の開催も視野に入れまして、一旦は、12月13日金曜日午後、もしくは、25日水曜日の午前を検討中でございます。そのような日程でスケジュールを仮に入れておいていただきますと、大変幸甚でございます。状況がわかり次第、速やかにお伝えいたします。よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 本日は、これをもちまして、第6回環境影響評価審議会を閉会させていただきます。

長時間に及ぶご審議をありがとうございました。

今後とも、よろしくお願いいたします。

以 上